

(証券コード6480)  
平成25年6月11日

## 株主各位

東京都港区高輪二丁目19番19号  
**日本トムソン株式会社**  
取締役社長 宮地茂樹

### 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成25年6月26日（水曜日）午後5時12分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号

ホテルルポール麹町 2階「ロイヤルクリスタル」

（昨年と同じホテルですが、階および部屋が異なりますので、お間違えのないようご注意願います。）

#### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第64期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第64期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役11名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続の件

以上

- ~~~~~  
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
2. 当日の受付開始は午前9時を予定しております。  
3. 添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ikont.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事 業 報 告

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、欧州債務問題の長期化やアジア新興国等の経済成長鈍化に加え、円高の影響も受けて輸出は減少し、設備投資抑制の動きが強まるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。海外経済は、米国景気は緩やかな回復基調にありましたが、欧州では債務問題による景気低迷が続き、中国等の新興国経済も市況が悪化いたしました。このように、当社グループを取り巻く経営環境は、国内外とも厳しい状況が続きました。

このような情勢のもとで、当社グループといたしましては、グローバル市場での事業拡大を図るとともに、国際競争力を強化させるための諸施策を推進いたしました。

販売面につきましては、国内外で「ユーザーに密着した提案型営業活動」を積極的に展開し、IKOブランドの市場浸透と販売拡大に注力いたしました。また、海外市場に対して迅速かつ確実なシェア拡大を図るために、海外営業部門を再編するとともに、人員の増強による営業展開力を強化いたしました。更に、今後も需要拡大が見込まれる中国において、販売子会社である艾克欧東晟商貿（上海）有限公司では青島と瀋陽に新たな拠点の開設準備を進め、中国市場における営業基盤の拡充に取り組みました。なお、青島事務所は本年3月1日に、瀋陽事務所は本年4月1日に活動を開始しております。

製品開発面につきましては、当社の独自技術により環境負荷の低減とユーザーの給油管理工数の削減を両立させた製品「メンテナンスフリーシリーズ」において、ローラタイプをはじめとする直動案内機器の品揃えを強化しましたほか、軽量・コンパクト化を実現した精密位置決めテーブルの製品バリエーションを拡充し、幅広い産業分野の需要開拓を推進いたしました。

生産面につきましては、グローバル戦略の重要な生産拠点としてIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.の生産能力を増強し、海外生産体制の強化を図りました。また、材料や部品等の海外からの調達を積極的に推進するなど、調達の最適化やコスト競争力の強化に取り組みました。

当社グループの営業状況をみると、国内市場においては、世界経済の減速を背景として総じて需要が低迷したことなどから、売上高は減少いたしました。海外市場においては、北米地域は、前期に引き続き好調を維持し、前期並みの売上高となりました。欧州地域は、域内の経済情勢悪化に加え円高の影響もあり、売上高は大幅に減少いたしました。アジア地域では、中国の販売子会社が景気減速の影響を受けましたほか、他のアジア地域においても、経済成長の鈍化等に

より、厳しい状況にありました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は35,962百万円（前期比15.4%減）となりました。部門別では、針状ころ軸受および直動案内機器等（以下、軸受等）の売上高は31,577百万円（前期比15.4%減）、諸機械部品は4,385百万円（前期比15.3%減）となりました。

部門別の売上高を前期と比較しますと、次のとおりであります。

区分	第63期 (平成24年3月期)		第64期 (平成25年3月期)		前期比増減	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	増減率
軸受等	百万円 37,329	% 87.8	百万円 31,577	% 87.8	百万円 △5,751	% △15.4
諸機械部品	5,176	12.2	4,385	12.2	△791	△15.3
合計	42,505	100.0	35,962	100.0	△6,542	△15.4

収益面につきましては、引き続き原価低減や経費抑制に努めましたが、減収・減産の影響を大きく受け、営業利益は1,185百万円（前期比61.2%減）、経常利益は1,465百万円（前期比48.7%減）となりました。また、減損損失等の特別損失を1,245百万円計上したことにより、当期純損失が124百万円（前期は当期純利益2,827百万円）となりました。

以上のような業績ではありましたが、期末配当金につきましては、安定的な配当を継続するという当社の基本方針に基づき、内部留保等も考慮し総合的に勘案しました結果、1株につき4円といたし、中間配当金とあわせ当期の配当金は1株につき年9円といたしたいと存じます。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資につきましては、海外生産子会社のIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.において、生産工程の拡充および生産能力の強化を実施しましたほか、国内工場における生産の合理化投資や機械装置の更新等を目的として、総額2,028百万円の投資を行いました。

上記の設備投資資金につきましては、全額自己資金で賄っております。

なお、資金調達につきましては、社債償還資金等に充当するため、平成24年6月21日に第6回無担保社債5,000百万円を発行いたしました。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、海外においては、欧州経済は依然として予断を許さず、景気回復には時間がかかると思われるものの、米国経済は引き続き堅調に推移するものと思われます。アジア新興国等においては概ね景気は持ち直し、緩やかながら拡大するものとみられます。日本

経済は、政府の金融政策や経済対策等の効果が徐々に実体経済に波及し、円高の修正と海外経済の回復により輸出環境が改善されるなど、景気回復に向けた動きが進展していくものと期待されます。

このような情勢を踏まえまして、当社グループといたしましては、軸受等の製造販売を通じて、世の中から信頼され、必要とされ、さらに存在感のある企業グループとして発展していくために、環境変化に柔軟に対応しつつ、国際競争力を高めるための諸施策を推進してまいります。

販売面につきましては、販売政策の柱となる「ユーザーに密着した提案型営業活動」を積極的に展開し、IKOブランドのさらなる浸透に努めるとともに、より効率的な販売体制の見直し、既存市場の取引深耕や成長分野の新規開拓等による販売拡大を目指してまいります。特に、潜在需要の大きな中国では、現地法人の艾克欧東晟商貿（上海）有限公司による現地代理店の技術支援を強化し、積極的に中国市場の需要開拓を進めてまいります。その他のアジア地域においても、新たな拠点の設置による販売網の充実を検討し、米州や欧州においては有望地域の販売網の強化等により、グローバル市場で販売拡大を加速させるための諸施策を推し進めてまいります。

製品開発面につきましては、引き続きユーザーニーズに応えた高付加価値製品の開発に注力してまいります。さらに、世界各国の需要動向やニーズを見極め、ユーザーが求める価値観を共有し、当社の持つ高い技術力を駆使してユーザーの視点に立った製品開発に取り組んでまいります。

生産面につきましては、材料や部品等は国内外から最適な調達を実施するとともに、現地法人のIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.において生産品目の拡充をさらに推進するなど、安定した品質とコスト競争力を両立させ、国際競争力の向上につなげてまいります。国内生産拠点につきましても、多品種生産体制の特長を活かしたきめ細かな生産対応により、顧客満足度の向上を図ってまいります。

このように、グループ一丸となった事業活動やご提供する製品・サービスを通じて、機械産業の技術革新と社会の発展に貢献してまいる所存でございます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	第61期 (平成22年3月期)	第62期 (平成23年3月期)	第63期 (平成24年3月期)	第64期 (平成25年3月期)
売上高 (百万円)	25,369	43,849	42,505	35,962
経常利益 (百万円)	△4,739	4,112	2,857	1,465
当期純利益 (百万円)	△6,061	3,054	2,827	△124
1株当たり当期純利益 (円)	△82.51	41.59	38.50	△1.69
純資産 (百万円)	50,400	51,970	53,349	53,167
総資産 (百万円)	78,262	86,252	92,990	84,343

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、当該自己株式には、当社が平成24年12月17日開催の取締役会決議に基づき導入した「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式（783,000株）は含めておりません。
2. 第64期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
日本ディック株式会社	90百万円	100.0%	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO INTERNATIONAL, INC.	6,000千米ドル	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
NIPPON THOMPSON EUROPE B. V.	9,000千ユーロ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
艾克欧東晟商貿（上海）有限公司	150百万円	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	25,000千米ドル	100.0	軸受等の一部の製造ならびに販売

(6) 主要な事業内容

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造および販売を主な事業としており、主な製品群に区分しますと、針状ころ軸受、直動案内機器（直動シリーズおよびメカトロシリーズ）等があげられます。

(7) 主要な営業所および工場

(ア) 当社

本 社	東 京 都 港 区
-----	-----------

区 分	名 称	所 在 地
営 業 所	東 部 支 社	東 京 都 港 区
	中 部 支 社	名 古 屋 市 中 川 区
	西 部 支 社	大 阪 市 西 区
工 場	岐 阜 製 作 所	岐 阜 県 美 濃 市

(イ) 子会社

区 分	名 称	所 在 地
販 売 会 社	日本ディック株式会社	名 古 屋 市 中 区
	IKO INTERNATIONAL, INC.	米 国
	NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.	オ ラ ン ダ
	艾克欧東晟商貿（上海）有限公司	中 国
製 造 会 社	IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	ベ ト ナ ム

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,275名	24名増

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱東京U F J銀行	3,020 百万円
株式会社みずほ銀行	2,859
日本生命保険相互会社	1,226
三菱U F J信託銀行株式会社	1,134
住友生命保険相互会社	1,000
富国生命保険相互会社	900
株式会社北陸銀行	653
株式会社大垣共立銀行	585
株式会社十六銀行	576
三井住友信託銀行株式会社	542
株式会社三井住友銀行	240

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 291,000,000株

(2) 発行済株式の総数 73,440,106株 (自己株式59,769株を除く)

(3) 株主数 4,474名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	千株 6,706	% 9.13
日本生命保険相互会社	4,669	6.35
日本トムソン取引先持株会	3,598	4.89
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシー リ ノーザントラスト ガンジー アリッシュ クライアンツ	2,599	3.53
ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー	2,225	3.02
ジェーピー モルガン チェース バンク 385093	2,186	2.97
株式会社不二越	2,008	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,616	2.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,612	2.19
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,305	1.77

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式(59,769株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、当該自己株式には、当社が平成24年12月17日開催の取締役会決議に基づき導入した「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式(783,000株)は含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等  
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
宮 地 茂 樹	※取 締 役 社 長	
近 藤 俊 夫	専 務 取 締 役	経理部・情報システム部・秘書室担当、経営企画部長兼輸出管理室長
田 中 一 彦	常 務 取 締 役	技術センター担当、製品開発推進部長
服 部 信 一	常 務 取 締 役	人事総務部・法務室担当
秋 本 利 隆	常 務 取 締 役	生産部門担当
田 中 清 春	取 締 役	第一海外営業部長兼海外営業管理部長兼輸出管理室管理責任者
木 村 利 直	取 締 役	国内営業部門・営業技術部・物流業務部・国際営業推進部担当、営業部長兼第二海外営業部長
三 浦 利 夫	取 締 役	岐阜製作所長
下 村 康 司	取 締 役	西部支社長
鈴 木 一 夫	常 勤 監 査 役	
武 井 洋 一	監 査 役	弁護士、山崎金属産業株式会社社外監査役
石 部 憲 治	監 査 役	
齊 藤 聰	監 査 役	学校法人産業能率大学経営学部教授

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。  
 2. 平成24年9月21日付で、駒場潔氏は逝去により取締役を退任いたしました。なお、同氏は専務取締役であり、営業部門・営業技術部・物流業務部・国際営業推進部を担当しておりました。  
 3. 監査役のうち武井洋一、石部憲治、齊藤聰の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 4. 常勤監査役鈴木一夫氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役武井洋一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 6. 監査役石部憲治氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 7. 監査役齊藤聰氏は、税理士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	12名	216百万円
監査役（うち社外監査役）	4名（3名）	48百万円（19百万円）
合計	16名	264百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 武井洋一

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

成和明哲法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と成和明哲法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

山崎金属産業株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と山崎金属産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

② 監査役 石部憲治

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、金融に関する造詣も深く、主に海外、資本市場業務の専門家の立場から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

### ③ 監査役 齊藤 聰

#### 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

学校法人産業能率大学経営学部教授を兼職しております。なお、当社と学校法人産業能率大学との間に重要な取引その他の関係はございません。

#### 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、会計、経営、法律に関する造詣も深く、主に大学教授として高い見地と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役である武井洋一氏、石部憲治氏、齊藤聰氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合であっても、社外監査役の職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める合計額をもって当該賠償責任の限度とし、その限度を超える損害賠償責任を負わないものとする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の会計監査人としての報酬等の額

46百万円

#### ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

### (3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、もしくは、監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

### 6. 会社の体制および方針

#### (1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

##### ① 取締役・従業員等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「行動憲章」、「コンプライアンス管理規程」を取締役および従業員等が法令、定款および社会規範等を遵守するための行動規範としております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会が組織全体を統括し、取締役および従業員等に対し、行動規範等の啓蒙等を行うとともに、内部通報窓口を設置し、運用しております。内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているか否かを監査することとしております。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、「情報セキュリティ基本規程」および「文書管理規程」に基づき保存・管理しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程とその体制

当社を取り巻くさまざまなリスクに対して、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築しております。リスク管理委員会は、リスク管理方針を策定し、リスク低減を組織全体へ徹底させるとともに、各部署におけるリスク点検および内部監査室監査により統制活動を実施することとしております。統制活動で明らかになったリスクおよび新たに生じたリスクについて、すみやかに対応方針を決定することとしております。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するために、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて、機動的に臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、「職務権限規程」および意思決定のための諸規程の改廃とともに、情報技術を活用した全社的な業務の効率化を実現するシステム構築等、適正かつ効率的な職務の執行体制により企業を運営することとしております。加えて、経営会議を原則として毎週開催し、目標展開や課題に対する進捗状況の確認等を行うことにより、迅速な経営判断と職務執行を推進す

る体制を構築しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務分掌規程等により、当社所管部門に関係会社を管理する権限と責任を与え、それぞれ担当する関係会社の内部統制に関する指導、徹底を図っております。

関係会社の役員は、当社取締役または幹部社員等を就任させることにより、業務を適正に執行・監督しております。また、適宜関係会社と業務の報告・協議を行うことにより、業務に関する情報の共有化および連携を図り、業務執行の適正を確保することとしております。内部監査室は、当社および関係会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査役（会）に報告しております。

⑥ 監査役（会）がその補助すべき従業員等を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する体制、ならびにその従業員等の取締役等からの独立性に関する事項

監査役（会）の職務を補助する部署と補助担当者を定め、監査役（会）は、当該部署および補助担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、監査役（会）より監査業務に必要な命令を受けた補助担当者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

⑦ 取締役および従業員等が監査役に報告するための体制および監査役会への報告に関する体制

取締役と監査役との協議により、監査役（会）に報告する事項を定め、経営に重要な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況等その内容をすみやかに報告することとしております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、外部弁護士等の監査業務に関するアドバイスを受けられる体制を構築しております。

監査役は、代表取締役、会計監査人および内部監査室それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、通常の商取引を含め一切の関係を遮断し、金銭その他の経済的利益の提供を行わないこととしております。また、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うとともに、警察等外部機関との緊密な連携を行うこととしております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に

邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成23年5月16日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成21年6月26日開催の当社第60回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行つたうえで（以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます）、引き続き継続することを決議し、平成23年6月29日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、齊藤聰、佐藤順哉、武井洋一の4氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成23年5月16日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧下さい。

（参考URL：<http://www.ikont.co.jp/>）

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めるこによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関

係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得  
ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株  
主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとしま  
す）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るよう  
な合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を  
実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する  
行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株  
券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規  
模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買  
付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締  
役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の  
観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案お  
よび大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した  
場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日  
以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行  
為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、  
取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買  
付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイ  
ラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対  
して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動  
その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を  
発動するか否かを株主の皆様に問うべく株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無  
償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締  
役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措  
置が用いられることもあり得るものとします。

### 3) 本プランの特徴

#### (a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

#### (b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

#### (c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、第62回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

#### (d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

#### (e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、第62回定時株主総会における本プランの承認時から第62回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

### 4) 株主の皆様への影響

#### (a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるもの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

### ③ 上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記②1)記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>56,151</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,815</b>
現 金 及 び 預 金	10,095	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,487
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,696	一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	3,556
商 品 及 び 製 品	15,614	未 払 費 用	1,860
仕 掛 品	10,672	未 払 法 人 税 等	125
原 材 料 及 び 貯 藏 品	7,990	役 員 賞 与 引 当 金	70
繰 延 税 金 資 産	1,810	そ の 他	715
そ の 他	1,298	<b>固 定 負 債</b>	<b>20,360</b>
貸 倒 引 当 金	△25	社 債	5,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,191</b>	新 株 予 約 権 付 社 債	5,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,829</b>	長 期 借 入 金	9,179
建 物 及 び 構 築 物	5,401	繰 延 税 金 負 債	5
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,451	退 職 給 付 引 当 金	1,096
工 具 器 具 及 び 備 品	525	そ の 他	79
土 地	3,091	<b>負 債 合 計</b>	<b>31,176</b>
建 設 仮 勘 定	358	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>396</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>53,911</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>8,965</b>	資 本 金	9,532
投 資 有 價 証 券	6,106	資 本 剰 余 金	12,886
繰 延 税 金 資 産	1,300	利 益 剰 余 金	31,870
そ の 他	1,621	自 己 株 式	△378
貸 倒 引 当 金	△64	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△744</b>
<b>資 产 合 计</b>	<b>84,343</b>	そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金	1,173
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,918
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>53,167</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>84,343</b>

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,962
売 上 原 価		26,255
売 上 総 利 益		9,707
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,521
営 業 利 益		1,185
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	120	
為 替 差 益	324	
そ の 他	156	612
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	212	
売 上 割 引	51	
そ の 他	67	332
経 常 利 益		1,465
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	84	
減 損 損 失	1,161	1,245
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		219
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	239	
法 人 税 等 調 整 額	104	344
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		△124
当 期 純 損 失		△124

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,532	12,886	32,840	△46	55,212
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	△844	—	△844
当 期 純 損 失	—	—	△124	—	△124
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△335	△335
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△1	4	3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△970	△331	△1,301
当 期 末 残 高	9,532	12,886	31,870	△378	53,911

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損	ジ 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	964	△2		△2,824	△1,862	53,349
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△844
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	△124
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△335
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	209	3	906	1,118	1,118	1,118
当 期 変 動 額 合 計	209	3	906	1,118	1,118	△182
当 期 末 残 高	1,173	0	△1,918	△744	△744	53,167

## [連結注記表]

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

5社

IKO INTERNATIONAL, INC.

NIPPON THOMPSON EUROPE B. V.

IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.

艾克欧東晟商貿（上海）有限公司

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

新三重精工(株)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および主要な会社等の名称

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

持分法を適用しない理由

該当ありません。

新三重精工(株)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算日と異なる連結子会社

IKO INTERNATIONAL, INC.

12月31日

NIPPON THOMPSON EUROPE B. V.

12月31日

IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.

12月31日

艾克欧东晟商貿（上海）有限公司

12月31日

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

償却原価法（定額法）

決算期末日の市場価格等による時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主に移動平均法により算定）

主に移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法	主に総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
③ デリバティブの評価基準および評価方法	時価法
(2) 固定資産の減価償却方法	主に定率法 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び運搬具 5～12年
① 有形固定資産	定額法 ただし、自社利用ソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 支出時全額費用処理
② 無形固定資産	主に一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評価による貸倒見積額を計上しております。
(3) 社債発行費の処理方法	主に役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
(4) 重要な引当金の計上基準	主に従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。
① 貸倒引当金	なお、数理計算上の差異は、発生年度より3年間で按分費用処理しております。
② 役員賞与引当金	
③ 退職給付引当金	

## 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしているものは特例処理を採用しております。
(2) 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### 減価償却方法の変更

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は、軽微であります。

### (表示方法の変更に関する注記)

#### 仕入割引の表示方法の変更

前連結会計年度まで連結損益計算書へ区分掲記しておりました仕入割引は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度よりその他へ含めて表示しております。なお、当連結会計年度のその他に含まれている仕入割引の金額は11百万円であります。

#### (追加情報)

##### 従業員持株E S O P信託に関する会計処理について

当社は、平成24年12月17日開催の取締役会において、当社従業員に対する福利厚生制度の一層の充実を主な目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

「従業員持株E S O P信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」（以下、当社持株会）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、信託口）を設定し、信託口は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

当社株式の取得および処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。信託口が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末（平成25年3月31日）における自己株式数は、以下の通りとなっております。

自己株式数	842,769株
うち当社所有自己株式数	59,769株
うち信託口所有当社株式数	783,000株

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	60,264百万円
2. 期末日満期手形	
期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたとして処理しております。	
なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。	

受取手形 130百万円

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数	
普通株式	73,499,875株
2. 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	477	6.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	367	5.00	平成24年9月30日	平成24年12月12日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会において次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	293	4.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

(注) 「配当金の総額」には、「従業員持株E S O P信託」が基準日現在に所有する当社株式783,000株に対する配当金3百万円を含めております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 7,751,937株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については安全かつ短期的な金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行いリスクを低減しております。また、外貨建ての売上債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してリスクヘッジしております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用しております。なお、デリバティブ取引は当社の社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	10,095	10,095	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,696	8,696	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,474	5,474	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,487)	(4,487)	—
(5) 社債	(5,000)	(5,026)	△26
(6) 新株予約権付社債	(5,000)	(5,075)	△75
(7) 長期借入金	(12,736)	(12,840)	△104
(8) デリバティブ取引	0	0	—

(注) 1. 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

- ・現金及び預金ならびに受取手形及び売掛金

　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・投資有価証券

　その他有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ・支払手形及び買掛金

　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・社債

　当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- ・新株予約権付社債

　新株予約権付社債の時価については、店頭において取引される価格に基づいております。

- ・長期借入金

　長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引

いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該金利スワップおよび通貨スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

・デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額632百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	728円46銭
2. 1株当たり当期純損失	1円69銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純損失の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式数は、自己保有株式ではないため、自己株式数に含めておりません。

(退職給付に関する注記)

採用している退職給付制度の概要

当社および主要な連結子会社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。

退職給付債務の内訳

退職給付債務	5,423百万円
年金資産	△4,573百万円
未認識数理計算上の差異	246百万円
退職給付引当金	1,096百万円

退職給付費用の内訳

勤務費用	287百万円
利息費用	116百万円
期待運用収益	△86百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△78百万円
退職給付費用	238百万円

退職給付債務等の計算基礎

割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
岐阜県美濃市	遊休資産	機械装置	372
岐阜県土岐市	遊休資産	機械装置等	788

当社グループは、管理会計上の区分に基づき、資産のグルーピングを行っております。遊休資産については個別単位毎に資産のグルーピングを行っております。

当社グループの保有する固定資産のうち遊休状態となっているものなどに関して、「固定資産の減損に係る会計基準」により将来の回収可能性を検討した結果、減損損失（1,161百万円）として特別損失に計上しております。

なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却や転用が困難なため正味売却価額をゼロとして評価しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	10,348
現 金 及 び 預 金	49,180	買 掛 金	4,307
受 取 手 形	7,794	一年以内返済予定長期借入金	3,556
売 掛 金	837	未 払 金	446
商 品 及 び 製 品	7,528	未 払 費 用	1,667
仕 掛 品	12,321	未 払 法 人 税 等	38
原 材 料 及 び 貯 藏 品	9,736	役 員 賞 与 引 当 金	70
繰 延 税 金 資 産	8,012	資 産 除 去 債 務	13
未 収 入 金	1,635	そ の 他	247
そ の 他	969	<b>固 定 負 債</b>	20,303
貸 倒 引 当 金	358	社 債	5,000
	△15	新 株 予 約 権 付 社 債	5,000
<b>固 定 資 産</b>	31,650	長 期 借 入 金	9,179
<b>有 形 固 定 資 産</b>	14,374	退 職 給 付 引 当 金	1,053
建 築 物	3,555	資 産 除 去 債 務	0
構 築 物	332	そ の 他	69
機 械 及 び 装 置	6,622	<b>負 債 合 計</b>	30,652
車 両 運 搬 具	5	<b>純 資 産 の 部</b>	
工 具 器 具 及 び 備 品	482	株 主 資 本	49,019
土 地	3,034	資 本 金	9,532
建 設 仮 勘 定	340	資 本 剰 余 金	12,886
	291	資 本 準 備 金	12,886
<b>無 形 固 定 資 産</b>		利 益 剰 余 金	26,978
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	16,985	利 益 準 備 金	1,416
投 資 有 働 証 券	5,844	そ の 他 利 益 剰 余 金	25,561
関 係 会 社 株 式	2,374	配 当 準 備 積 立 金	1,510
関 係 会 社 出 資 金	2,483	退 職 手 当 積 立 金	500
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,500	別 途 積 立 金	18,500
繰 延 税 金 資 産	1,328	繰 越 利 益 剰 余 金	5,051
そ の 他	1,499	自 己 株 式	△378
貸 倒 引 当 金	△45	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,158
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	1,158
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
<b>資 産 合 計</b>	80,830	<b>純 資 産 合 計</b>	50,178
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	80,830

# 損益計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	31,485
売 上 原 価	24,071
売 上 総 利 益	7,414
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,591
営 業 利 益	822
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	213
為 替 差 益	84
そ の 他	181
	478
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	159
社 債 利 息	53
売 上 割 引	51
社 債 発 行 費 償 却	32
そ の 他	28
	325
経 常 利 益	975
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	84
減 損 損 失	1,161
	1,245
税 引 前 当 期 純 損 失	△270
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	73
法 人 税 等 調 整 額	△203
当 期 純 損 失	△140

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金	利益剰余金			
	資本準備金	利益準備金	その他の利益剰余金 (注)	利益剰余金合計	
当期首残高	9,532	12,886	1,416	26,547	27,964
当期変動額					
剩余额の配当	—	—	—	△844	△844
当期純損失	—	—	—	△140	△140
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△985	△985
当期末残高	9,532	12,886	1,416	25,561	26,978

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△46	50,336	952	△2	949	51,286
当期変動額						
剩余额の配当	—	△844	—	—	—	△844
当期純損失	—	△140	—	—	—	△140
自己株式の取得	△335	△335	—	—	—	△335
自己株式の処分	4	3	—	—	—	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	205	3	208	208
当期変動額合計	△331	△1,317	205	3	208	△1,108
当期末残高	△378	49,019	1,158	0	1,158	50,178

## (注) その他利益剰余金の内訳

	配当準備積立金	退職手当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	1,510	500	17,500	7,037	26,547
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	△844	△844
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	1,000	△1,000	—
当 期 純 損 失	—	—	—	△140	△140
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,000	△1,985	△985
当 期 末 残 高	1,510	500	18,500	5,051	25,561

## [個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

子会社株式および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等による時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、  
移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

時価法

時価のないもの

#### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

#### (3) デリバティブの評価基準および評価方法

### 2. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

#### (2) 無形固定資産

定率法（主な耐用年数…建物31年、機械及び装置12年）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における  
利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 社債発行費の処理方法

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

#### (2) 役員賞与引当金

#### (3) 退職給付引当金

支出時全額費用処理

一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率に  
より計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評  
価による貸倒見積額を計上しております。

役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当事業  
年度負担額を計上しております。

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退  
職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に  
発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、発生年度より3年間で按分費用  
処理しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

#### (1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通  
貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは振  
当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たして  
いるものは特例処理を採用しております。

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によってお  
ります。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年  
度の期間費用としております。

#### (2) 消費税等の会計処理

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は、軽微であります。

#### (表示方法の変更に関する注記)

##### 1. 関係会社未収入金の表示方法の変更

前事業年度まで貸借対照表へ区分掲記しておりました関係会社未収入金は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より未収入金へ含めて表示しております。なお、当事業年度の未収入金に含まれている関係会社未収入金の金額は222百万円であります。

##### 2. 社債利息の表示方法の変更

社債利息の表示方法は、従来、損益計算書上、その他（前事業年度41百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より社債利息（当事業年度53百万円）として表示しております。

##### 3. 社債発行費償却の表示方法の変更

社債発行費償却の表示方法は、従来、損益計算書上、その他（前事業年度24百万円）に含めて表示しておりますが、重要性が増したため、当事業年度より社債発行費償却（当事業年度32百万円）として表示しております。

#### (追加情報)

##### 従業員持株E S O P信託に関する会計処理について

当社は、平成24年12月17日開催の取締役会において、当社従業員に対する福利厚生制度の一層の充実を主な目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

「従業員持株E S O P信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」（以下、当社持株会）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、信託口）を設定し、信託口は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

当社株式の取得および処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。信託口が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末（平成25年3月31日）における自己株式数は、以下の通りとなっております。

自己株式数	842,769株
うち当社所有自己株式数	59,769株
うち信託口所有自己株式数	783,000株

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	58,628百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	2,327百万円
長期金銭債権	3,500百万円
短期金銭債務	26百万円
3. 期末日満期手形	
期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたとして処理しております。	
なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。	
受取手形	108百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高	6,836百万円
仕入高	859百万円
営業取引以外の取引	1,661百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

59,769株

(注) 「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式783,000株は、自己保有株式ではないため、自己株式数に含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	1,085百万円
未払費用（賞与）	267百万円
退職給付引当金	398百万円
減損損失	1,288百万円
入会金	68百万円
その他	721百万円
繰延税金資産小計	3,827百万円
評価性引当額	△254百万円
繰延税金負債との相殺	△609百万円
繰延税金資産合計	2,963百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△609百万円
その他	△0百万円
繰延税金資産との相殺	609百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	2,963百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

区分	会社等の名稱	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末高
子会社	IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	25百万 US \$	軸受等 製造・販売	所有直接 100%	当社製品の製造役員の兼任	資金の貸付	2,500	長期貸付金	3,500

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 687円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 1円91銭   |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純損失の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式数は、自己保有株式ではないため、自己株式数に含めておりません。

#### (退職給付に関する注記)

##### 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。

##### 退職給付債務の内訳

退職給付債務	5,221百万円
年金資産	△4,420百万円
未認識数理計算上の差異	252百万円
退職給付引当金	1,053百万円

##### 退職給付費用の内訳

勤務費用	277百万円
利息費用	113百万円
期待運用収益	△85百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△78百万円

退職給付費用	225百万円
--------	--------

##### 退職給付債務等の計算基礎

割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

#### (減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
岐阜県美濃市	遊休資産	機械装置	372
岐阜県土岐市	遊休資産	機械装置等	788

当社は、管理会計上の区分に基づき、資産のグルーピングを行っております。遊休資産については個別単位毎に資産のグルーピングを行っております。

当社の保有する固定資産のうち遊休状態となっているものなどに関して、「固定資産の減損に係る会計基準」により将来の回収可能性を検討した結果、減損損失(1,161百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却や転用が困難なため正味売却価額をゼロとして評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

日本トムソン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 桃崎有治   
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 京嶋清兵衛   
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トムソン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

日本トムソン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 桃崎有治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 京嶋清兵衛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トムソン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め監査いたしました。

さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容及び実施状況等について検討いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書提出時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

日本トムソン株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木一夫

社外監査役 武井洋一

社外監査役 石部憲治

社外監査役 齊藤聰

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、1株につき4円といたし、中間配当金とあわせ当期の配当金は1株につき年9円といたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金4円 総額293,760,424円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

事業内容の多様化に対応し、今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～4. (条文省略)           (新設) <u>5.</u> (条文省略)</p>	<p>第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～4. (現行どおり) <u>5. 発電および電気の供給ならびに販売</u> <u>6.</u> (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役は、本定時株主総会終結の時をもって全員9名の任期が満了となります。また、専務取締役駒場潔氏は、平成24年9月21日に逝去されました。

つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役1名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みや ち しげ き 宮 地 茂 樹 (昭和31年4月14日生)	昭和54年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成20年10月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長 平成21年1月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社常務取締役経営企画部長 平成24年6月 当社取締役社長 (現任)	16,166株
2	こん どう とし お 近 藤 俊 夫 (昭和25年3月3日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年7月 当社経営企画部副部長 平成18年6月 当社取締役経営企画部長 平成18年8月 当社取締役経営企画部長兼法務室管理責任者 平成20年6月 当社常務取締役経営企画部・秘書室担当、輸出管理室長 平成21年1月 当社常務取締役経営企画部・経理部・秘書室担当、輸出管理室長 平成21年7月 当社常務取締役経営企画部・経理部・情報システム部・秘書室担当、輸出管理室長 平成22年6月 当社常務取締役経営企画部管掌、経理部・情報システム部・秘書室担当、輸出管理室長 平成24年6月 当社専務取締役経理部・情報システム部・秘書室担当、経営企画部長兼輸出管理室長 (現任)	22,916株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	たなかかずひこ 田中一彦 (昭和28年1月10日生)	<p>昭和51年4月 当社入社</p> <p>平成14年6月 当社技術センター技術部長</p> <p>平成16年7月 当社技術センター品質保証部長</p> <p>平成17年7月 当社技術センター所長兼品質保証部長</p> <p>平成18年7月 当社技術センター所長</p> <p>平成19年7月 当社技術センター所長兼技術部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役技術センター所長兼技術部長</p> <p>平成20年7月 当社取締役技術センター所長</p> <p>平成22年4月 当社取締役技術センター所長兼製品開発推進部長</p> <p>平成22年6月 当社常務取締役技術センター・開発センター・生技センター担当、製品開発推進部長</p> <p>平成24年2月 当社常務取締役技術センター・開発センター担当、製品開発推進部長</p> <p>平成24年7月 当社常務取締役技術センター担当、製品開発推進部長 (現任)</p>	15,175株
4	はつとりしんいち 服部信一 (昭和25年9月12日生)	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成15年7月 当社岐阜製作所管理部長</p> <p>平成18年4月 当社総務部副部長</p> <p>平成18年7月 当社人事総務部副部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役人事総務部長兼法務室管理責任者</p> <p>平成22年6月 当社取締役人事総務部長兼内部監査室長兼法務室管理責任者</p> <p>平成23年6月 当社取締役人事総務部長兼内部監査室長兼法務室長</p> <p>平成24年6月 当社常務取締役人事総務部担当、内部監査室長兼法務室長</p> <p>平成24年7月 当社常務取締役人事総務部・法務室担当 (現任)</p>	16,445株
5	あきもととしだか 秋本利隆 (昭和24年7月5日生)	<p>昭和48年3月 当社入社</p> <p>平成14年7月 当社岐阜製作所第一工場姫路工場長</p> <p>平成22年6月 当社取締役岐阜製作所長</p> <p>平成24年6月 当社常務取締役生産部門担当 (現任)</p>	14,251株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	たなかきよはる 田中清春 (昭和27年1月24日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年10月 当社海外営業部営業第一部長 平成18年7月 NIPPON THOMPSON EUROPE B.V. 取締役社長 平成20年6月 当社取締役海外営業部長兼海外営業部営業 第二部長兼輸出管理室管理責任者 平成22年7月 当社取締役海外営業部長兼輸出管理室管理 責任者 平成24年7月 当社取締役第一海外営業部長兼海外営業管 理部長兼輸出管理室管理責任者 (現任)	11,103株
7	きむらとしなお 木村利直 (昭和32年11月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年7月 当社東部支社北関東支社長 平成18年6月 当社東部支社長 平成20年6月 当社営業部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成24年7月 当社取締役営業部長兼第二海外営業部長 平成24年9月 当社取締役国内営業部門・営業技術部・物 流業務部・国際営業推進部担当、営業部長兼第二海外営 業部長 (現任)	8,361株
8	みうらとしお 三浦利夫 (昭和32年4月24日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社岐阜製作所第五工場長兼第六工場長 平成21年3月 当社岐阜製作所第五工場長 平成22年7月 当社岐阜製作所第三工場長 平成24年6月 当社取締役岐阜製作所長 (現任)	7,723株
9	しもむらこうじ 下村康司 (昭和32年9月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年6月 当社東部支社東北支社長 平成18年7月 当社東部支社南関東支社長 平成20年6月 当社東部支社長 平成22年7月 当社西部支社長 平成24年6月 当社取締役西部支社長 (現任)	9,770株
10	※よねだみちお 米田道生 (昭和32年2月21日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社海外営業部営業第二部長 平成20年6月 NIPPON THOMPSON EUROPE B.V. 取締役社長 (現任)	2,616株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	※たけ い よう いち 武井 洋一 (昭和36年6月10日生)	平成5年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、岩田合 同法律事務所入所 平成12年4月 明哲綜合法律事務所（現 成和明哲法律事 務所）パートナー (現任) 平成15年6月 当社監査役 (現任) 平成18年6月 山崎金属産業株式会社社外監査役 (現任)	0株

(注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。

2. 上記の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 武井洋一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 武井洋一氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、10年であります。なお、同氏の選任が本定時株主総会において承認された場合には、同氏は本定時株主総会終結の時をもって、当社社外監査役を辞任により退任する予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について  
武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由  
武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関して高い実績をあげているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断します。
7. 当社は、武井洋一氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、武井洋一氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
9. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、日本トムソン役員持株会および従業員持株会における本人の持分を含めております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

第3号議案において、武井洋一氏が当社取締役に選任された場合、本定時株主総会終結の時をもって、同氏は当社監査役を辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、当該監査役の候補者は、武井洋一氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る選任は、第3号議案において武井洋一氏を取締役に選任する議案が承認され、かつ同氏が当社監査役を辞任により退任することを条件として、その効力を生じるものといたします。

監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
な す たけ と 須 健 人 (昭和43年8月18日生)	平成8年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、湯浅法律 特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所 平成13年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年4月 学校法人桐蔭学園 桐蔭横浜大学法科大学院 講師 （現任） 平成21年4月 ブレークモア法律事務所パートナー （現任）	0株

(注) 1. 那須健人氏は、新任監査役候補者であります。

2. 那須健人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 那須健人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由について

那須健人氏は、弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由

那須健人氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断します。

6. 当社は、那須健人氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

7. 那須健人氏が社外監査役に選任された場合には、同氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となる予定であります。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続の件

当社は、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）を維持すること、ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、平成19年5月に導入した後、一部変更を経て平成21年6月26日開催の当社第60回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）をさらに一部変更のうえ継続すること（以下当該変更後のプランを「旧プラン」といいます）を決議し、平成23年6月29日開催の当社第62回定時株主総会において、旧プランによる買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

旧プランの有効期限は、当社第62回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとなっておりますが、当社は、旧プラン導入以降の買収防衛策に関する近時の議論の動向等も踏まえ、平成25年5月13日開催の取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認し、かつ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、旧プランに所要の変更を行ったうえで（以下変更後のプランを「本プラン」といいます）継続することを決議しました。

また、上記取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を平成25年6月27日開催の当社第64回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを、全取締役の賛成により決定しました。なお、本プランによる買収防衛策の継続を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む全ての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われるることを条件に、本プランに同意しております。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧プランはそれを条件として本プランに改定されるものとします。

本プランにおいて旧プランから見直した主な内容は以下のとおりですが、基本的な内容に変更はございません。

- ① 大規模買付者に対する情報提供要求に係る期間を明確化するため、当該期間の上限を60営業日から60日間に短縮したうえで、一定の場合には、独立委員会の勧告に基づき、当該期間を最長30日間延長することを可能としたこと
- ② 大規模買付者が濫用的買収者に該当する場合として列挙する事由の内容を整理し、明確化したこと
- ③ その他文言の整理等を行ったこと

なお、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下、総称して「法令等」といいます）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## 記

### 1. 基本方針について

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、下記(2)記載の経営理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

#### (2) 基本方針策定の背景

当社およびその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます）は、「社会に貢献する技術開発型企業」を経営理念として掲げ、針状ころ軸受（注1）や直動案内機器（注2）などの重要な機械要素の製造販売を通じて広く社会に貢献し、社会の信頼を得ながら発展する国際企業を目指しております。規模の大きさのみにとらわれず、質の高い企業であることを目標に、ユーザーニーズに即した高付加価値製品の開発を使命として、当社のブランドである『I K O』が意味するところの、常に当社の製品が、革新的で（Innovation）、高度な技術に立脚し（Know-how）、そして創造性に富む（Originality）製品であるよう、全社を挙げて取り組んでおります。

当社は、昭和25年に創業して以来、時代の変化を的確に捉え、多様化していくユーザーニーズに迅速に応えた高品質・高性能な製品の開発・供給に努めて参りました。現在、当社グループが製造販売する製品は、針状ころ軸受と直動案内機器の2つに大別されます。

他の軸受に比べ、軽量・コンパクトであるという特長を持つ針状ころ軸受は、当社グループの原点ともいえる製品であり、時代のニーズとその将来性に着目して、わが国で初めて自

社技術により開発し、産業界に不可欠な機械要素に完成させました。今日、IKOブランドは針状ころ軸受の世界的なブランドとして、品質、種類の豊富さとともに優れた実績を築いております。

一方、機械の直線運動部の精密な位置決めを行うための重要な機械要素である直動案内機器は、機械の高精度化・省力化・省スペース化の進展に多大なる貢献を果たした製品であり、当社グループはユーザーニーズに合わせた多種多様な直動案内機器を生み出し、当社の製品は、工作機械や産業用ロボット、半導体・液晶パネル製造装置、医療機器等、極めて幅広い産業分野に浸透しております。さらに、永年にわたり培った精密加工技術とエレクトロニクスの融合により生まれた精密位置決めテーブル等は、ユーザーの設計・組立工数等の削減を図るなど、高付加価値製品として社会に貢献しております。

当社グループは、製品開発能力の向上が企業価値を高める必要不可欠な要素であると認識しておりますが、これらの開発精神の根底にあるのは、当社グループ全体に脈々と受け継がれている、ユーザーの皆様からの生の声をお聞きし、問題点を解決して差し上げたいという意識に他ありません。当社グループでは、販売戦略の根幹をなす『ユーザーに密着した提案型営業活動』を通じて、ユーザーのご要望を迅速に営業部門から研究開発部門へ提案できる「製品開発情報制度」を確立しており、毎年、多数の新製品を開発、市場投入することによって、ユーザーニーズを満たし、絶えず需要の喚起を促しております。

以上に述べたような取組みやそれに基づく成果に裏付けられた当社グループの企業価値の向上の源泉となっておりますのは、株主の皆様の中長期的な視野に立ったご理解とご支援、ユーザー等との深い信頼関係に加え、当社グループが属します軸受・工作機器業界や事業内容、市場特性に関する豊富な知識と経験を有した経営陣と社業に誠実である従業員が個々の役割を認識しながら、堅実に経営基盤を強化していくこうとする意欲だと考えております。

当社グループは、世界規模で技術革新が進展する中、急激に変化する国内外市場の需要動向を的確に把握し、これらの経営資源を有効かつ最大限に活用するとともに、地球環境の保全に配慮した企業活動や法令遵守を心がけた経営を継続し、企業の社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上に全力で取り組んで参ります。

他方で、昨今、新しい法制度の整備や経済構造・企业文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社グループの持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となって参りました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、支配株式の取得を目指す者およびそのグループ（以下「買収者等」といいます）が現われることを想定しておく必要があるものと考えております。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を

有するものではありません。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、①買収者等による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者等が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見または買収者等が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者等との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社といたしましては、このように当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない態様で支配株式の取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、かかる買収者等に対しては、会社として、このような事態が生ずることのないように何らかの措置を講じる必要があるものと考えております。

(注1)軸受（ペアリング）は、機械等の回転運動部分の摩擦を大きく低減させることにより、エネルギーを減少させ、省エネルギーに大きく貢献する機械要素です。当社グループで製造販売している「針状ころ軸受（ニードルペアリング）」は、一般的に知られている軸受（転動体に鋼球を使用したボールペアリング）とは異なり、転動体に針状のころ（ニードルローラー）を使用しており、小形、軽量かつ負荷能力が大きな軸受です。IKOニードルペアリングは、自動車やオートバイ、印刷機械、産業用ロボット、建設・農業機械等、幅広い産業に浸透しています。

(注2)直動案内機器は、機械等で精密な位置決めを必要とする直線運動部分に使用される機械要素です。軸受同様に摩擦を大きく低減させ、省エネルギーに大きく貢献するとともに、負荷能力が大きいため使用される機械自体の小型化を可能とします。当社グループでは、世界最極小サイズから超大形サイズまで多彩な品種を揃えており、半導体製造装置や大型工作機械、医療機器等、先端産業を中心に需要が広がっています。

## 2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### (1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えておりますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えております。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価

値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報および当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当該評価・意見に基づく当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えております。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記(2) (a)に定義されます。以下同じ）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために当該大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます））によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを条件として、平成25年5月13日付で本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成25年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「当社株式の保有状況概況」（別紙1）のとおりです。

## (2) 本プランの内容について

本プランの具体的な内容は以下のとおりです。なお、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりです。また、本プランに関し、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続および行動指針を定めることを目的として定めた「対抗措置発動等ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）の骨子は（別紙3）のとおりです。

### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- (注4)金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5)金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7)買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8)「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注9)上記③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会（下記(e)に定義されます。以下同じ）の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます）を、当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会および独立委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

### (c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会および独立委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとします）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑪までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア②に定義されます）に該当しないことを誓約する旨の書面とともに提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間（追加情報の提供を大規模買付者に対して要求した日から60日間（初日は算入されないものとします）を上限とし、以下「必要情報提供期間」といいます）の提出期限を定めたうえで、当該定められた具体的な期間および合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加情報の提供を隨時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、必要情報提供期間満了時までに提供された情報が株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために不十分と認められる場合には、独立委員会の勧告に基づき、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、大規模買付情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります）または必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。なお、下記(d)に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記(d)に定義されます）が起算されることとなります。さらに、当社は、当社取締役会または独立委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の概要（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容および過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）ならびに役員の氏名、略歴および過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）等を含みます）
- ② 大規模買付者およびそのグループの内部統制システムの具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対象となる株券等の種類および数、大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、ならびに大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません）を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的な内容を含みます）
- ⑦ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者（研究所、

工場等が所在する地方公共団体を含みます) その他の当社に係る利害関係者への対応方針・処遇方針

- ⑧ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません）および関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、ならびにこれらに対する対処方針
- ⑨ 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます）
- ⑩ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日（初日は算入されないものとします）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会もしくは独立委員会が判断した旨または必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間
- ② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日は算入されないものとします）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的な期間およびその具体的な期間が必要とされる理由を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役および社外監査役（それらの補欠者を含みます）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を引き続き設置します。なお、当社は、社外取締役および社外監査役からの独立委員会の委員の選任にあたっては、当社が株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出た者を優先します。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収防衛策の継続当初における独立委員会の各委員として就任予定の者の氏名および略歴は（別紙4）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとします）以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措

置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

## ② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(ケ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称します）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

(イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲せることにある場合

(リ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(リ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします）

(エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配

当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(イ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします）

- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとして、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、当社の株主の皆様はもとより、当社の株主の皆様共同の利益に寄与する者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の株主の皆様共同の利益が著しく毀損することが予想されたり、当社の株主の皆様共同の利益の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

#### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が、大規模買付ルールに従わない場合等一定の要件に該当すると判断する場合、本ガイドラインに基づき、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、または不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく下記のウの方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む監査役の全員の賛成を得たうえで、取締役会決議を行うこととします。

なお、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従つて適時適切に開示します。

#### ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととしま

す。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の 大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手續が改めて適用されるものとします。

#### (h) 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙5)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う可能性があります。

### 3. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更等について

当社は、本プランによる買収防衛策の継続を行うにあたって、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または大規模買付行為を企図する者であって独立委員会において定める者が存在している場合には、当該行われているまたは企図されている行為との関係では、上記取締役会の終結時後も、本プランが引き続き適用されるものとします。もっとも、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社の取締役の任期は1年であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止に関する株主の皆様の意思を確認することが可能です。なお、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決されなかった場合には、本プランの効力は生じず、旧プランは本定時株主総会の終結の時点で終了することになります。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社は、当社取締役会において、法令等および金融商品取引所規則の改正もしくはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

### 4. 株主および投資家の皆様への影響について

#### (1) 本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的

な影響を与えることはありません。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあります。現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるもの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、当該基準日における株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

当社は、基準日における株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んだうえ、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類および当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した

場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認下さい。

## 5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

### (1) 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記2(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求ることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、継続されるものです。

### (2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

### (3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、前述したとおり、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

#### (4) 外部専門家の意見の取得

上記2(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることになります。

#### (5) 独立委員会の設置

当社は、上記2(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることになります。

#### (6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予見可能性が付与されることになります（本ガイドラインの骨子は（別紙3）をご参照下さい）。

#### (7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

(別紙1)

当社株式の保有状況概況（平成25年3月31日現在）

1. 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	291,000,000
計	291,000,000

2. 発行済株式

種類	発行済株式の総数(株)	上場金融商品取引所名	内 容
普通株式	73,499,875	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株で あります。

3. 大株主の状況

氏名または名称	所有株式数(千株)	所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,706	9.13
日本生命保険相互会社	4,669	6.35
日本トムソン取引先持株会	3,598	4.89
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシーリ ノーザントラスト ガンジー アイリッシュ クライアンツ	2,599	3.53
ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー	2,225	3.02
ジェーピーモルガン チェース バンク 385093	2,186	2.97
株式会社不二越	2,008	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,616	2.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,612	2.19
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,305	1.77

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 所有株式数の割合は自己株式(59,769株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、当該自己株式には、当社が平成24年12月17日開催の取締役会決議に基づき導入した「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式(783,000株)は含めておりません。

#### 4. 所有者別状況

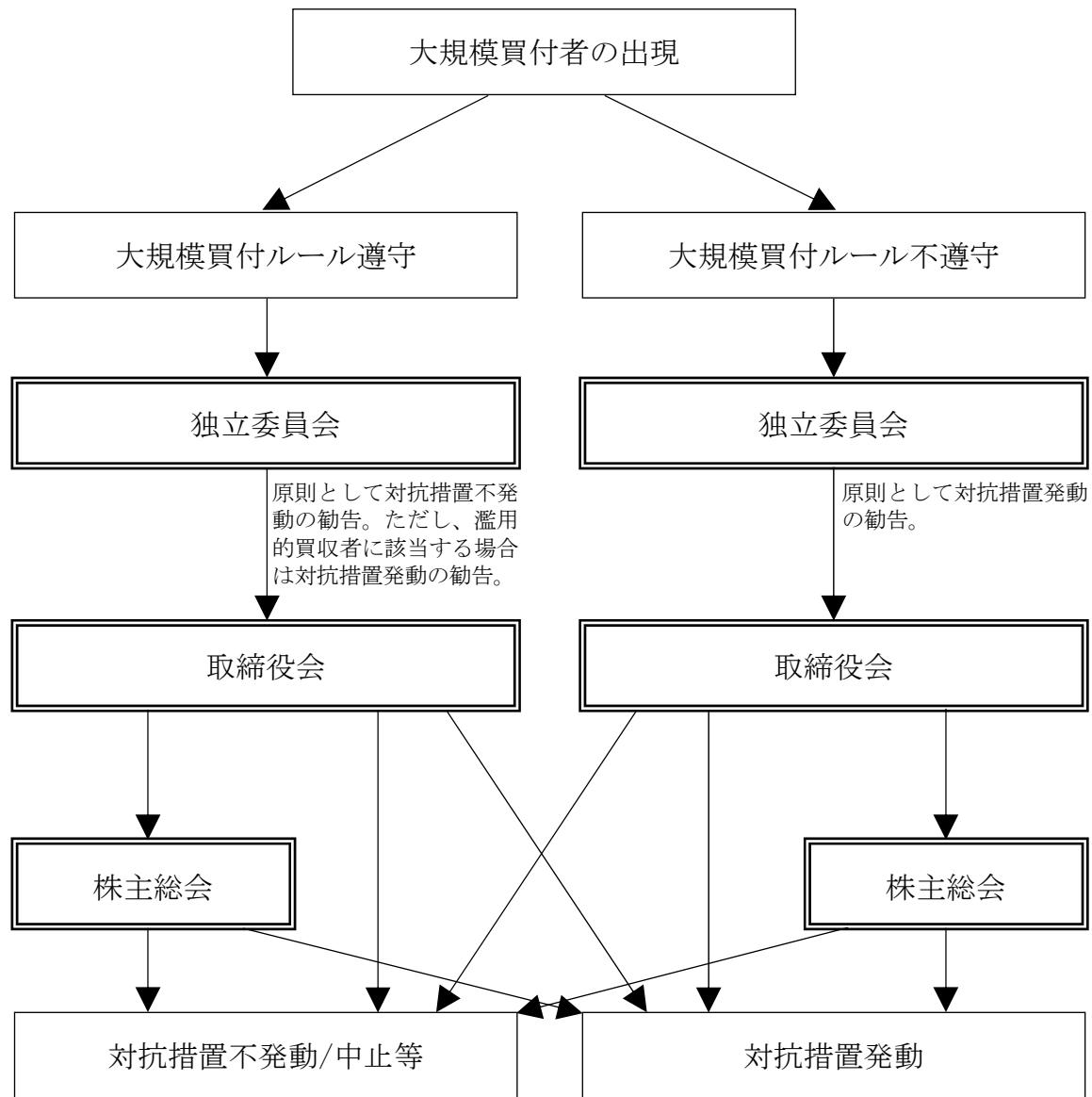
区分	株主数(名)	所有株式数(千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
金融機関	44	28,312	38.52
証券会社	28	385	0.52
その他国内法人	150	8,553	11.64
外国人	149	22,557	30.69
個人・その他	4,102	13,631	18.55
自己株式	1	59	0.08
計	4,474	73,497	100.00

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 当社が平成24年12月17日開催の取締役会決議に基づき導入した「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式(783,000株)は「自己株式」に含めておらず、「金融機関」に含めております。

## 本プランの手続の流れ



※ 別紙2は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

## 対抗措置発動等ガイドライン骨子

## 1. 目的

対抗措置発動等ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」という）に関し、当社取締役会および当社独立委員会（下記6に規定される。以下同じ）が、大規模買付者が出現した場合に、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続および行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の①から③のいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除く）を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者を意味するものとする。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する当社の特定の株主の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>3</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>7</sup>

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。
- 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」という）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいう。以下同じ）とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
- 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含む。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本②において同じ。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じ。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなす。以下別段の定めがない限り同じ。
- 7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。

- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る）

## 2. 対抗措置の発動

独立委員会は、(1)大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含む）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとする）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、または、(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の(ア)から(ケ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称する）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、社外監査役を含む全監査役の賛成を得たうえで対抗措置の発動を決議するものとする。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとし、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく当社株主総会を可及的速やかに招集することができるものとする。

8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。

9 上記③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとする。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(ウ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとする）
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙つて株式の高値売り抜けをする点にある場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(エ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとする）
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、当社の株主共同の利益に寄与する者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の株主共同の利益が著しく毀損することが予想されたり、当社の株主共同の利益の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しな

い場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- (ヶ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

### 3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、大規模買付者を除く）が公開買付けに応じる意思を表明した場合
- (2) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合
- (3) 本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うために開催された当社株主総会において、本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合
- (4) その他当社取締役会が別途定める場合

### 4. 対抗措置の廃止

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を廃止する。

- (1) 当社株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (3) その他取締役会が別途定める場合

### 5. 対抗措置の内容

会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとする（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」という）。ただし、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙5）に記載のとおりとし、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

### 6. 独立委員会

独立委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役

および社外監査役（それらの補欠者を含む）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）から、当社取締役会により選任される。社外取締役および社外監査役からの独立委員会の委員の選任にあたっては、当社が株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出た者を優先するものとする。なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会の委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

## 7. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主および投資家に対して、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行うものとする。

## 8. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更等

本プランの有効期限は、平成25年6月27日開催の当社第64回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとする。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または大規模買付行為を企図する者であって独立委員会において定める者が存在している場合には、当該行われているまたは企図されている行為との関係では、上記取締役会の終結時後も、本プランが引き続き適用される。かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、本定時株主総会以降に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、本プランの継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行うものとする。

また、当社取締役会は、法令等および金融商品取引所規則の改正もしくはこれらの解釈・運用の変更、もしくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合がある。ただし、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の承認が得られることを条件に効力を生じるものとする。

(別紙4)

独立委員会委員の氏名および略歴（五十音順）

- ① 伊集院 功 (いじゅういん いさお) 昭和14年7月生まれ

<略歴>

昭和39年	弁護士登録、所澤・長島法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）入所
昭和49年	クリアリー・ゴットリープ法律事務所（スタジエール）
昭和50年	長島・大野・常松法律事務所パートナー
平成16年	上智大学法科大学院教授（平成22年退任）
平成16年	千葉大学経営協議会委員（平成22年退任）
平成17年	長島・大野・常松法律事務所顧問（平成21年退任）
平成17年	ファイザー株式会社社外監査役（現任）
平成17年	日本ストライカー・ホールディング株式会社社外監査役（平成21年退任）
平成17年	三井化学株式会社社外監査役（現任）
平成19年	当社独立委員（現任）

※伊集院功氏と当社との間には独立委員会委員としての報酬以外に金銭の授受はありません。

- ② 佐藤 順哉 (さとう じゅんや) 昭和28年5月生まれ

<略歴>

昭和57年	弁護士登録、ファーネス・佐藤・石澤法律事務所（現 石澤・神・佐藤法律事務所）入所
平成2年	石澤・神・佐藤法律事務所パートナー（現任）
平成2年	米国ニューヨーク州弁護士登録
平成16年	生化学工業株式会社社外監査役（現任）
平成18年	多田建設株式会社社外監査役（平成20年退任）
平成19年	当社独立委員（現任）
平成19年	三井金属鉱業株式会社社外監査役（現任）
平成20年	駒澤大学法科大学院客員教授（平成23年退任）
平成21年	株式会社ニッキ社外取締役（現任）
平成23年	第一東京弁護士会副会長（平成24年退任）
平成24年	サッポロホールディングス株式会社社外監査役（現任）

※佐藤順哉氏と当社との間には独立委員会委員としての報酬以外に金銭の授受はありません。

③ 武井 洋一 (たけい よういち) 昭和36年6月生まれ ※当社社外監査役

<略歴>

平成5年 弁護士登録、岩田合同法律事務所入所（平成12年退所）  
平成12年 明哲綜合法律事務所（現 成和明哲法律事務所）パートナー（現任）  
平成15年 当社社外監査役（現任）  
平成18年 山崎金属産業株式会社社外監査役（現任）  
平成19年 当社独立委員（現任）

※武井洋一氏と当社との間には社外監査役としての報酬以外に金銭の授受はありません。

※武井洋一氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、同氏は社外取締役候補者であり、平成25年6月27日開催の当社第64回定時株主総会において、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。なおこの場合、同氏と当社との間では、社外取締役としての報酬以外に金銭の授受を行う予定はありません。

④ 那須 健人 (なす たけと) 昭和43年8月生まれ

<略歴>

平成8年 弁護士登録、湯浅法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所（平成21年退所）  
平成13年 米国ニューヨーク州弁護士登録  
平成18年 桐蔭横浜大学法科大学院講師（現任）  
平成21年 ブレークモア法律事務所パートナー（現任）

※那須健人氏は社外監査役候補者であり、平成25年6月27日開催の当社第64回定時株主総会において、同氏が社外監査役に選任された場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員となる予定です。なおこの場合、同氏と当社との間では、社外監査役としての報酬以外に金銭の授受を行う予定はありません。

## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る）。

### 7. 当社による新株予約権の取得

大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあり得る。

## 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

## 9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会の諮問を経て、当該例外事由該当者からその所有に係る新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を算定の基礎から除外して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

## 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案するなどして、取締役会において別途定めるものとする。

以上

**MEMO**

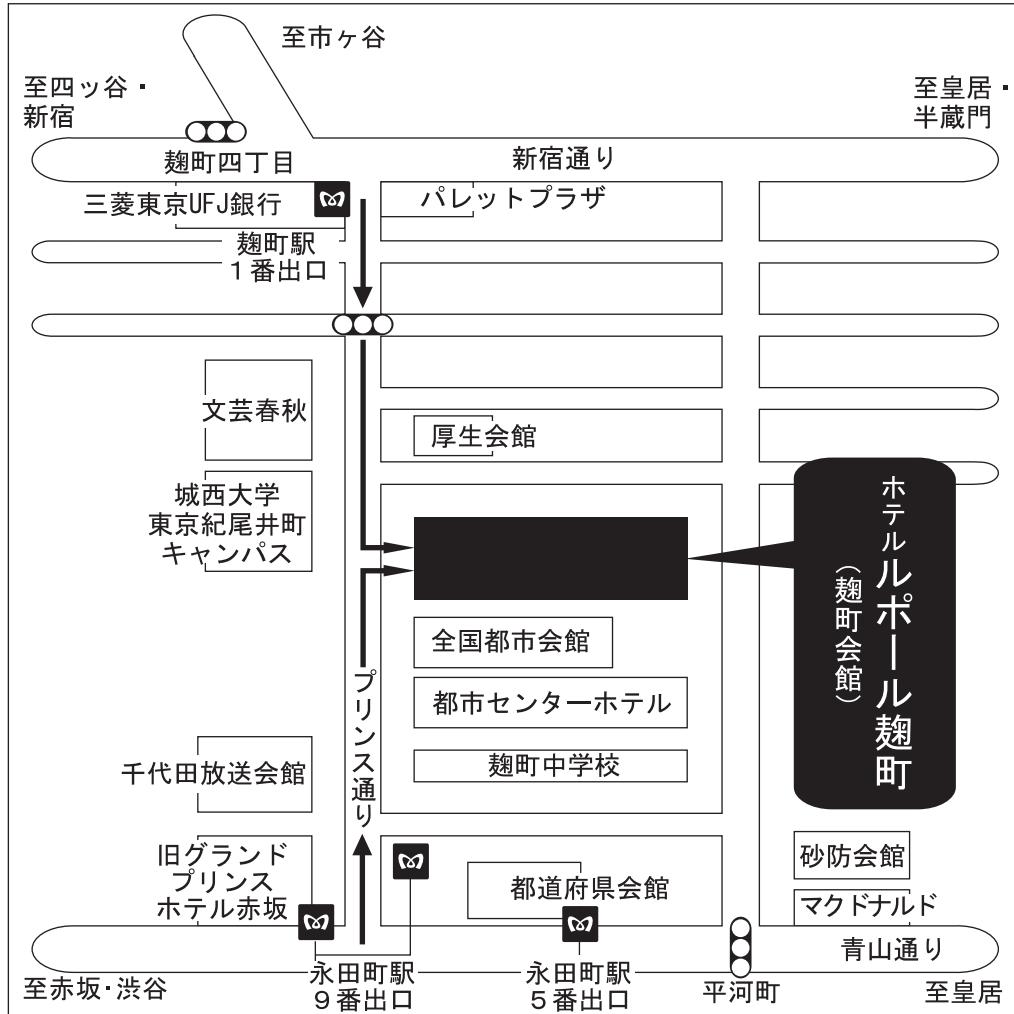
MEMO

**MEMO**

**MEMO**

MEMO

## 株主総会会場ご案内図



**ホテル ルポール麹町（麹町会館）2階「ロイヤルクリスタル」**

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

TEL 03-3265-5365

地下鉄有楽町線「麹町駅」 1番出口より徒歩3分

地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」 平河町方面 5番出口より徒歩5分

地下鉄南北線「永田町駅」 紀尾井町方面 9番出口より徒歩4分